

給付額

損害の程度に応じ、次の表に掲げる額が給付されます。損害の程度は原則として住居または家財を換価して判定します。

給付額の算定は、住居、家財それぞれにつき別個に次の表を適用して算定した月数を合算しますが、3月分に標準報酬の月額を乗じて得た額を超えることはできません。

損害の程度	災害見舞金の額
①住居及び家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき。 ②住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 3月分
①住居及び家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき。 ②住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ③住居又は家財の 全部 が焼失し、又は滅失したとき。 ④住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 2月分
①住居及び家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき。 ②住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 ③住居又は家財の 2分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき。 ④住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 1月分
①住居又は家財の 3分の1以上 が焼失し、又は滅失したとき。 ②住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 0.5月分
浸水の程度	災害見舞金の額
床上 30cm以上 浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 0.5月分
床上 120cm以上 浸水したとき	災害時の掛金の基礎となる 標準報酬月額× 1月分
上記以外の床上浸水	—

被扶養者の認定取消について

被扶養者として認定される者は、「主として組合員の収入により生計を維持されている者」でなければなりません。

被扶養者としての要件を欠いた場合は、直ちに、被扶養者取消申告を行ってください。

次表に記載の事例は、要件を欠いた日から何か月も経過した時点で判明、被扶養者取消申告書が提出され、その間の医療費等の返還が必要となったものです。

被扶養者の収入については、常に、把握しておいてください。

◆取消申告遅延が多く見受けられる取消事由

(所属所における「扶養親族の収入状況等調査」又は共済組合の「特別認定資格確認調査」により判明)

No.	取消事由		取消(喪失)日
1	就職し、新しい保険証を取得した		就職した日
2	パート・アルバイト等を始めた	雇用された時点で収入の見込がたった (向こう1年間の収入が130万円以上になること、又は月額108,334円以上の月が3か月以上連続することが見込まれた)	就職した日
		実際に働いてみないと収入の見込が立たない	12か月の累計が、130万円以上となった 3か月連続して月額108,334円以上となった 給料(賃金)等の支給日 ・翌月支払 3か月目の支給日の翌日 ・当月支払 4か月目の初日(1日)
3	雇用保険を受給し始めた(日額:3,612円以上)		受給開始日
4	年金が新規に決定された又は年金額が改定(変更)された		年金証書又は改定通知書を受け取った日